

議第 68 号

## 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例について

下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

市立診療所の運営及び管理については、一時休診となる平成 30 年 9 月まで管理医師が診療業務から診療報酬の請求・受領、スタッフの雇用・管理、薬剤管理等すべてを行っていたが、令和元年 7 月の再開から市が運営・管理のすべてを直接行うこととなったことから、現状に合わせた規定とするため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例

下呂市立診療所設置条例（平成16年下呂市条例第106号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（診療所の業務）</u></p> <p>第4条 <u>診療所は、次に掲げる診療等を行う。</u></p> <p>（1） <u>健康診断及び健康相談</u></p> <p>（2） <u>診察</u></p> <p>（3） <u>薬剤又は治療材料の投薬及び支給等</u></p> <p>（4） <u>処置及び治療</u></p> <p>（5） <u>予防接種</u></p>	<p><u>（使用）</u></p> <p>第4条 <u>診療所の使用は、第1条の設置目的以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。</u></p>
<p><u>（使用料及び手数料）</u></p> <p>第5条 <u>前条の診療等を受けた者に対しては、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する使用料等は、下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成24年下呂市条例第11号）の例による。</u></p>	<p><u>（使用料）</u></p> <p>第5条 <u>使用料は、免除する。</u></p>
<p><u>（使用料等の減免）</u></p> <p>第6条 <u>市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p><u>（損害賠償）</u></p> <p>第7条 <u>故意又は過失により診療所の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失した者は、市長が定める額を賠償しなければならない。</u></p>	
<p><u>（委任）</u></p>	<p><u>（委任）</u></p>

改正後	改正前
第8条 (略)	第6条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

市立診療所の運営及び管理については、一時休診となる平成30年9月まで管理医師が診療業務から診療報酬の請求・受領、スタッフの雇用・管理、薬剤管理等すべてを行っていましたが、令和元年7月の再開から市が運営・管理のすべてを直接行うこととなったことから、現状に合わせた規定とするため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) 診療所が行う業務の詳細を定めるものです。  
(第4条関係)
- (2) 診療にかかる使用料及び手数料の徴収や金額の算定根拠を定めるものです。  
(第5条関係)
- (3) 診療にかかる使用料及び手数料について、災害等により減免することができる規定を定めるものです。  
(第6条関係)
- (4) 利用者の故意又は過失による診療所の損害について賠償義務を定めるものです。  
(第7条関係)
- (5) この条例は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用します。  
(附則関係)